

請 求 人 氏 名 省 略

松江市監査委員 小 松 原 操
松江市監査委員 伊 原 正 人
松江市監査委員 藤 田 彰 裕

松江市職員措置請求に基づく監査結果について（通知）

平成 18 年 7 月 12 日受理した地方自治法第 242 条第 1 項の規定による松江市職員措置請求（勤務時間中の市職員の理髪室利用に関する件）について監査を行ったので、その結果を同条第 4 項の規定により、次のとおり通知します。

記

第 1 請求の受付

1 請求人の住所氏名 省略

2 請求書の提出

請求書の提出日は、平成 18 年 7 月 12 日である。

3 請求の内容

請求人提出の松江市職員措置請求書（別紙）による主張事実の要旨及び措置要求は、次のとおりである。

（ 1 ）主張事実（要旨）

勤務時間中の市職員の理髪室利用は、地方公務員法第 30 条に規定する職員の職務専念義務違反であり、高額な給与支給は違法な公金支出である。

（ 2 ）措置要求

監査委員は、松江市長に対し、市職員の勤務時間中の理髪等の行為を即刻廃止するよう勧告されたい。

4 請求の要件審査

本件請求については、地方自治法（以下「法」という。）第 242 条所定の要件を具備しているものと認めこれを受理した。

第 2 監査の実施

1 監査対象部局

総務部 人事課福利厚生室

2 請求人の証拠の提出及び陳述

法第 242 条第 6 項の規定に基づき、平成 18 年 7 月 25 日請求人に対して、請求に係る証拠

の提出及び陳述の機会を与えた。

3 監査対象事項

請求の内容及び陳述並びに請求の要件審査の結果を総合的に判断して、監査対象事項を次のとおりとした。

勤務時間中の市職員の理髪室利用は、地方公務員法第 30 条に規定する職員の職務専念義務違反であり、高額な給与支給は違法な公金支出である。

よって、市職員の勤務時間中の理髪等の行為を即刻廃止するよう勧告されたい。

以上の請求について、対象とされた平成 17 年度の理髪室利用行為については、監査請求前 1 年以内であるので監査対象とし、関係機関より事情を聴取し、本件が法第 242 条第 1 項の違法若しくは不当な公金の支出であるか否かを監査した。

第 3 監査の結果

本件請求についての監査の結果は、合議により、次のように決定した。

1 事実関係等の確認

監査の結果、市職員の理髪室利用に関して次の事項を確認した。

- (1) 本庁職員会館及び環境センター 2 ヶ所の理髪室については、松江市職員共済会が松江市から借り受けて営業（業者委託）をしている。行政財産使用料は、職員の福利厚生施設として減免を受けている。
- (2) 利用者数は、両方で年間延 1,800 人程度の利用がある。（月約 150 人）
- (3) 理髪室を利用する際には、有給休暇を取得するよう指導している。
- (4) 一部 OB を含めた一般市民にも利用されている。
- (5) 県内では、島根県、出雲市、益田市に同様の施設がある。

違法かどうかについては、市職員が勤務時間中に理髪室を利用しているかが判断基準であると考えます。

2 請求人の主張と監査対象部局の説明

請求人が違法な公金の支出であると主張している勤務時間中の市職員の理髪室利用について総務部人事課福利厚生室は下記のとおり説明している。

(1) 福利厚生施設について

福利厚生については、地方公務員法第 42 条(厚生制度) で「地方公共団体は職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない。」と義務付けされており、理髪室は、地方公務員法の解説書でも同法第 42 条の職員の生活援護に関する施設の具体例として、食堂や売店などとともに掲げられており、福利厚生施設として認められるものである。

(2) 年次有給休暇の取得について

利用者は、年次有給休暇を取得して理髪室を利用しており、職員の有給休暇については、労働基準法第 39 条で与えなければならないとされ、松江市では職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び規則で定め、年次有給休暇を職員の請求する時季に与えなければならないとしている。

この請求時季については、公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季に与えることができるとされており、公務に支障がないように有給休暇を与えている。

また、請求理由については、労働基準法第 39 条の判例で「年次有給休暇の利用目的は、労働基準法の関知しないところであり、休暇をどのように利用するかは、使用者の干渉を許さない労働者の自由である。」とされている。

請求人は、常識的に勤務時間中の理髪室利用は認められないと主張しているが、以上のことから、理髪室は法的に福利厚生施設として認められるものであり、利用する職員は、有給休暇を取得して業務に支障のない時に利用しているため、勤務時間に理髪室を利用しているものではなく法に違反する行為ではない。

ただし、今後県や他市の動向も見ながら理髪室の設置の必要性について検討する。

3 監査委員の判断

以上の事実関係の確認及び監査対象部局の説明に基づき、本件請求について、次のように判断する。

市職員が理髪室を利用するにあたって、年次有給休暇を取得せず利用している状況は、見受けられなかった。事実を確認する方法として、職員の出勤簿の一部抽出点検、各職場職員の勤務スケジュール管理、地方公務員としての綱紀粛正と服務規律の確保に関する訓令等について実態把握を行った結果、職員に対しての指導、管理、監督体制も適正と認められるため、年次有給休暇を取得して理髪室を利用しているものと推定できる。

つまり、市職員の理髪室利用は、職務専念義務のある勤務時間中ではなく、法及び条例の規定による有給休暇中になされていると認められる。したがって、職員の職務専念義務を規定する地方公務員法第 30 条に違反してはいないと判断する。

住民の行政参加として提出された本監査請求に対し、受理し、請求人の証拠の提出及び陳述、担当部局監査を実施した後、慎重に検討を重ねた結果、以上により請求人が主張する違法な公金の支出は認められなかった。

また、違法な公金の支出が認められなかったので、請求に対する必要な措置を講ずることについても必要を認めないものと判断した。